

平成28年度 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業  
(系統性のある支援研究事業)  
成果報告書(概要版)

実施機関名 ( 市原市教育委員会 )

1. テーマ

市原市の特別支援教育の推進 ～特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、幼児期からの一貫した切れ目のない支援体制の構築を目指して～

2. 問題意識・提案背景

市立幼稚園・小中学校では、特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加している。それに対し、本市では、平成19年度より、特別支援教育指導員の配置、市原市特別支援教育等連携協議会の設置等、特別支援教育の推進を図っている。

障害者権利条約の理念の下、インクルーシブ教育システムの理解と推進にあたり、保護者との合意形成及び適切な合理的配慮がますます重要となる。

本市では、平成27年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」の指定を受け、幼児期からのきめ細かな相談により、円滑で適正な就学ができるような体制作りを進めてきた。この取組により、特別な支援を必要とする幼児とその保護者への支援が早期に且つ適切に行われるようになってきている。今後は、子供の成長にともない必要な支援が進学先へと引きつがれ継続的に行われるように、小中学校間及び中学校・高等学校間の連携による支援体制構築が重要となってきた。

そこで、平成28年度は、本事業に取り組み、平成27年度の成果を生かし、福祉との連携を密にしながら、早期から後期中等教育につながる一貫した支援体制の構築を目指すこととする。

3. 目的・目標

本市の特別支援教育の推進及びインクルーシブ教育システム構築のため、平成27年度実施の「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を発展させ、早期からの相談支援体制の充実、就学・進学前後における適切な引継ぎと継続的支援等の仕組みの構築及び教職員の専門性の向上を図り、福祉との連携を密にしながら、早期から後期中等教育につながる一貫した支援体制の構築を目指す。

- (1) 幼児期から中学校卒業時までの特別な支援を必要とする幼児児童生徒とその保護者への就学・進学に係る相談支援の充実と児童生徒及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築
- (2) 持続的な引継ぎシステムを指向した個別の教育支援計画等の作成方法等の研究
- (3) 進学前後における相談支援の推進及び支援内容の適切な引継ぎの在り方の研究

4. 主な成果

- (1) 市原市特別支援教育等連携協議会の継続支援研究地域運営協議会としての活動  
本市で設置している市原市特別支援教育等連携協議会を継続支援研究地域運営協議会に充て、市内の特別支援教育の推進に係る協議を行っている。本協議会にお

いて作成した「いちほら相談支援ファイル『スクラム』『サポート』」を市原市の個別の教育支援計画・個別の指導計画と位置づけている。

平成28年度は、「サポート」の内容について発達段階に合わせて記入できるよう記載項目の改訂を行った。また、就学前の支援体制、高等学校との連携及び就労を見通した支援の在り方について意見を求めた。

(市原市の相談支援体制は、別紙1：事業概念図を参照のこと)

(2) 特別支援教育相談員（学校間連携コーディネーターのこと）による支援

特別支援教育相談員を配置し、支援を必要とする幼児児童生徒の支援について教職員や保護者に積極的に関わり、きめ細かな相談を行った。

ア. 教育センターでの相談

- ・初回電話相談
- ・来所相談補助

イ. 関係機関への訪問相談

- ・市内全幼稚園、保育所（園）、認定こども園、福祉支援事業所等、小中学校、各関係部署を対象にした就学説明及び個別相談
- ・就学・進学に係る小中学校への見学体験同行
- ・小学校就学時健康診断・中学校入学説明会での就学説明及び個別相談
- ・小学校及び中学校入学後の支援体制の確認及び個別相談
- ・中学校移行期及び高等学校等進学時の児童生徒の進学相談

平成27年度に比べ個別相談件数が大きく増加しており、早期からの継続した支援の必要性に対する理解が学校や関係機関と保護者の双方で進んできている。また、子供の特性に合わせた適切な教育を受けたいと願う保護者の気持ちに寄りそった相談支援ができるようになってきている。

(3) いちほら相談支援ファイル「スクラム」「サポート」の周知と活用

同ファイルを個別の教育支援計画・個別の指導計画として各関係機関で積極的に作成していけるよう、以下の取組を行った。

- ア. 三歳児健康診査、小学校就学時健康診断、中学校入学説明会にて配付した。
- イ. 市立幼稚園・小中学校の教職員に対し、同ファイルを使用した研修を実施した。
- ウ. 就学相談・発達相談の資料として同ファイルを作成し、相談支援を進めた。
- エ. 市原市の生徒が進学する可能性のある近隣の高等学校41校及び特別支援学校7校に対し、進学の際の支援資料としての周知を図った。
- オ. 各関係機関主催の協議会等で同ファイルについて説明し、周知を図った。

市立幼稚園及び小学校では、同ファイルの作成と活用が進み、保護者との合意形成と合理的配慮の確認に役立っている。中学校では、特別支援学級においては作成と活用が進み、通常学級においては、生徒指導資料との併用を進めている。他の関係機関では、同ファイルの理解が進んできている。

(4) 小中学校間及び中学校・高等学校等間での引継ぎの仕組みの確立

特別な支援を必要とする児童生徒の継続的かつ適切な支援を行うため、小学校5、6年生及び中学校2、3年生を対象に特別支援教育相談員を派遣し、専門的見地から進学に係る情報提供や助言を行った。また、個別相談の中で、対象児童生徒の個別の教育支援計画・個別の指導計画を確認し、進学先への支援の引継ぎを行えるようにした。（個別相談及び引継ぎの流れについては別紙2を参照のこと）

## 5. 指定校における取組概要

### (1) 千葉県立鶴舞桜が丘高等学校の取組

後在籍校である千葉県立鶴舞桜が丘高等学校では、特別支援教育の推進及び市原市立中学校との連携について以下の取組を行った。

#### ア. 職員研修

- ①障害者差別解消法と合理的配慮の提供について
- ②特別な支援を必要とする生徒の引継ぎ、早期発見とサポート体制づくり  
(市内中学校教職員及び市内県立高等学校教職員の希望者も参加)
- ③特別な支援を必要とする生徒への対応について  
(平成28年度入学した生徒の引継ぎ後の確認、支援事例の検討等)

#### イ. 生徒への障害理解に係る講演会「互いの違いを認め合おう」

講師を招き、全校生徒に対して、自分の周りで困っている人への理解と支援の在り方について、ロールプレイ等の演習を交えて講義を受けた。

### (2) 成果

#### ア. 教職員における成果

高等学校における特別支援教育推進の重要性を再認識することができた。また、専門機関と連携しながら速やかに対応しなければならないという危機感を共有することができた。

#### イ. 生徒における成果

人の違いや個性、困っている人への理解と対応について実感として学ぶことができ、互いを支え合って生きることの大切さを考える貴重な機会となった。

#### ウ. 引継ぎにおける成果

市原市内から引継ぎを受けた生徒の支援方法について検討することができた。また、他の支援を必要とする生徒のアセスメントと支援計画の作成の重要性について理解することができた。

### (3) 課題

#### ア. 教職員における課題

特別な支援を必要とする生徒に対し、具体的な支援方法や保護者・専門機関との連携等について研修を行う必要がある。特に、周囲の理解や支援が遅れ二次障害を起こすことがないように、教職員の専門性を高め、適切な支援を行っていく必要がある。

#### イ. 生徒における課題

平成28年度の取組で得た成果を生かし、道徳授業の積極的な実施やLHR等を活用した計画的な障害者理解学習を行う必要がある。

#### ウ. 引継ぎにおける課題

入学候補者決定後、中学校からの引継ぎを積極的に受け、また、入学後も各関係機関と連携し、支援方法と卒業後の進路の方向性について検討していく体制を整える必要がある。

## 6. 今後の課題と対応

### (1) 高等学校等への支援の引継ぎ体制づくりについて

高等学校入学者選抜が終了し、入学候補者が決定した後で、速やかに中学校・高等学校等間で支援に関する引継ぎを行うことが必要である。引き継ぐ方法としては、以下のことが考えられる。

- ① 中学校・高等学校生徒指導担当者連絡協議会での情報交換
- ② 保護者と中学校担当者が入学前に高等学校等を訪問しての情報交換
- ③ 入学後の保護者の合理的配慮の申出
- ④ 入学後の高等学校等からの要請による市原市特別支援教育相談員の派遣

これらを検討し、引継ぎ体制を整えるため、中学校・高等学校双方に調査を実施し、引継ぎの時期・内容・関係機関との連携等について明らかにしていく。

### (2) いちはら相談支援ファイル「スクラム」「サポート」の周知と活用について

個別の教育支援計画として中学校から高等学校等へと引き継ぐために、記載内容の精選や中学校での活用の推進及び高等学校等への更なる周知を図る必要がある。そのため、市原市特別支援教育等連携協議会において、「スクラム」の改訂を進めるとともに、作成と活用について教職員への研修を行っていく。

## 7. 指定校について

### (1) 前在籍校について

本市は、平成27年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」において、市内全幼稚園・保育所（園）・市立小中学校を対象に実施し、大きな成果を上げている。平成28年度は、この体制を発展させつつ、特に、中学校・高等学校間の連携に重点を置いて研究を進めている。よって、全市立小中学校を前在籍校として本事業に取り組んでいる。

### (2) 後在籍校について

指定校名：千葉県立鶴舞桜が丘高等学校							第1学年		第2学年		第3学年	
課程	学科						生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
全日制	食とみどり科						54	2	46	2	59	2
	総合ビジネス科						32	1	37	1	31	1
教職員数	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育相談員	スクールカウンセラー	その他	計	
	1	1	28	1	5	1	4	0	1	8	50	

## 8. 問い合わせ先

組織名：市原市教育委員会

- (1) 担当部署 市原市教育委員会 学校教育部 教育センター
- (2) 所在地 市原市八幡20
- (3) 電話番号 0436-41-3338
- (4) FAX番号 0436-41-3395
- (5) メールアドレス kyouiku-center@city.ichihara.lg.jp